

令和元年（2019年）12月1日施行

ながら運転厳罰化！

ながら運転とは・・・

- ・携帯電話などを手に持って通話した！
- ・携帯電話などを手に持って注視した！
- ・カーナビやカーテレビなどの画面を注視した！（事故などの場合に限る）



厳罰化 1 事故などがなかった場合でも懲役刑が可能に！

「ながら運転」によって交通の危険（交通事故など）を生じさせなかった場合でも、改正後は、懲役刑の適用があり得ます。

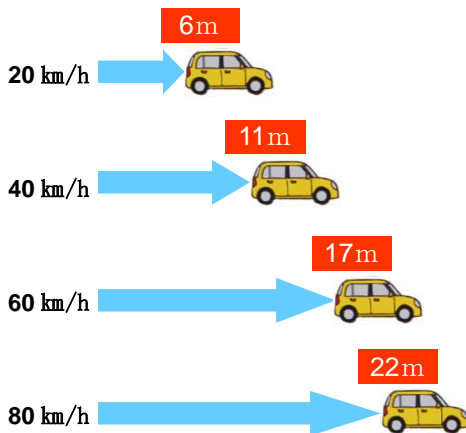
厳罰化 2 事故などがあつた場合は即、罰則が適用！

「ながら運転」によって交通の危険（交通事故など）を生じさせた場合、反則金が適用されず、即、罰則が適用されます。

その一瞬が交通事故に！



1秒間に進む距離（m）



ながら運転の罰則強化

		改正前	改正後
違反点数	携帯電話使用等（保持）	1点	3点
	携帯電話使用等（交通の危険）	2点	6点
反則金	携帯電話使用等（保持）	原付車	5,000円
		二輪車	6,000円
		普通車	6,000円
	携帯電話使用等（交通の危険）	大型車	7,000円
		原付車	6,000円
		二輪車	7,000円
罰則	携帯電話使用等（保持）	普通車	9,000円
		大型車	12,000円
	携帯電話使用等（交通の危険）	5万円以下の罰金	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
			非反則行為となり、すべて罰則を適用
			6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
			1年以下の懲役または30万円以下の罰金

盛岡交通安全協会